

新見市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱

平成25年1月28日

新見市告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定により新見市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関し、法及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び省令に定めるところによる。

(申請図書)

第3条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関の技術的審査を受けた場合 当該登録建築物調査機関が交付する適合証

(2) 住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(事前審査)

第4条 法第53条第1項の規定による認定の申請をする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請書を提出する前に、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。

2 前項に定める適合証は、法第54条第1項に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分に適合することを証したものであること。

(1) 法第54条第1項第1号関係（エネルギーの使用の効率性）

(2) 法第54条第1項第2号関係（基本方針）

(3) 法第54条第1項第3号関係（資金計画）

(取下げ届)

第5条 申請者は、法第54条第1項の規定による認定（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「認定」という。）を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届（様式1）1部を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第6条 認定建築主は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画の建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替及び建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下こ

の条において「空気調和設備等」という。)の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「新築等」という。)を取りやめるときは、取りやめ届(様式2)1部に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第7条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の新築等工事が完了したときは、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って新築等工事が行われた旨を建築士等が確認し、速やかに、工事完了報告書(様式3)1部を市長に提出しなければならない。

2 法第56条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書(様式4)1部に工事写真及び認定を受けた計画の建築物の新築等工事が建築基準法第6条第1項に規定する建築工事の場合には、同法第7条に規定する検査済証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

3 認定を受けた計画について譲渡しを行ったときは、譲渡人及び譲受人に関する報告書(様式5)1部を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第8条 市長は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(様式6)を申請者に通知する。

(改善命令)

第9条 市長は、法第57条の規定による改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書(様式7)により行うものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、法第58条の規定による認定の取消しを行うときは、認定取消通知書(様式8)により行うものとする。

(助言及び指導)

第11条 市長は、認定建築主に対し、認定低炭素建築物の新築等に関し必要な助言及び指導を行うことができる。

(認定等の証明)

第12条 認定を受けた旨の証明が必要なときは、証明願(様式9)を提出し、証明を受けることができる。

(台帳の整備等)

第13条 市長は、認定及び報告の必要と認める事項を記載した台帳を整備し、かつ、保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年12月4日から適用する。